

## 医学部等教育・働き方改革支援事業の選定について

文部科学省において、申請のあった88大学における155件の実施計画等について、有識者の審査を踏まえ、61大学における70件の事業を選定しました。

今回、選定された大学は各取組とも、導入予定の機器を活用した実践的な教育や医師の働き方改革を推進するものとなっておりますが、特に以下の点を優れた取組として評価しました。

- ・整備する機器等ごとに想定される効果が明確であり、これらを活用することにより、共用試験の確実な実施や医師の労働時間短縮への効果等が大きい取組。
- ・公的化後の共用試験の確実な実施や診療参加型臨床実習を推進するための課題が明確に抽出されており、課題解決の必要性が高い取組。
- ・大学又は大学病院の管理者のリーダーシップの下、大学又は大学病院全体として医師の働き方改革を進めていく体制が整備されており、これまでの取組を踏まえ、課題を解決するための計画が明確になっている取組。

一方、以下の取組については、公募通知「VI. 審査の観点」に基づき、不選定としました。

- ・実施する取組内容が抽象的であり、設定する課題との関連性や、共用試験の確実な実施、医師の労働時間短縮等に繋がる計画とは読み取れない等の取組。

選定された大学におかれては、補助期間終了後も安定的に取組を継続できるよう、工夫して取り組まれるとともに、残念ながら選定に至らなかった大学におかれましても、以上の優れた取組を参考に公的化後の共用試験の確実な実施や医師の働き方改革の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。